諮問日:平成31年3月27日(平成30年度(最情)諮問第101号)

答申日:令和元年12月20日(令和元年度(最情)答申第63号)

件 名:司法研修所構内の写真撮影がどの法的義務に違反するかが分かる文書の不 開示判断(不存在)に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法修習生が司法研修所構内の写真を撮影した場合,司法修習生のどのような法的義務に違反することになるかが分かる文書(最新版)」(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し,最高裁判所事務総長が,本件開示申出文書は作成し,又は取得していないとして不開示とした判断(以下「原判断」という。)は,妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年2月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出文書については、「司法修習生が司法研修所構内の写真を撮影した場合、司法修習生がそのような行為をすることが、具体的にどの法的義務に違反することとなるかの説明が記載してある文書の最新版」と整理し、これに基づき、司法研修所において文書の探索をしたが、該当する文書は存在しなかった。
- 2 裁判所においては、裁判所の庁舎等の管理に関する規程(以下「庁舎管理規

程」という。)を直接の根拠にして写真撮影を禁止し、司法研修所も庁舎管理規程1条に規定する「庁舎等」に該当するため庁舎管理規程を根拠に撮影行為を禁止しているものであることから、それ以上に写真撮影を行った場合に具体的にどの法的義務に違反することとなるかを検討する必要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成31年3月27日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 令和元年8月23日 審議

④ 同年10月18日 審議

⑤ 同年11月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法研修所においては庁舎管理規程を根拠に撮影行為を禁止しているところ、それ以上に司法修習生が写真撮影を行った場合に具体的にどの法的義務に違反することとなるかを検討する必要はなく、本件開示申出文書は作成し又は取得していないとのことであり、写真撮影禁止の措置に加えて、その運用に係る弊害についてまで定めることは必ずしも必要であるとも考え難いことからすれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって,最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認め られる。

なお、庁舎管理規程には、庁舎等における写真撮影の禁止について直接的に 定めた規定はない。ただし、裁判所の庁舎の管理者は、国有財産法5条に基 づいて庁舎の管理権を有し、同法9条の5に基づいて「適正な方法による管 理」を行うものとされているところ、庁舎管理規程は、各裁判所における庁 舎等の管理者を定めるとともに、庁舎等における秩序の維持及び災害の防止等の観点から管理者が行使すべき庁舎管理権限の態様を列挙して定めている。そして、庁舎管理規程12条1項8号において、「裁判所の禁止に反し写真機(中略)を持ち込み、又は持ち込もうとする者」に対し、「その行為若しくは庁舎等への立入りを禁止し、又は退去を命じなければならない」旨が定められていることに照らしても、写真機の持込み禁止、庁舎等への立入禁止ないしは退去命令の前提として、より制限的でない写真撮影の禁止の措置は、庁舎管理規程を根拠として採り得るものと解される。このことは、上記の判断を左右するものではない。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を 保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審査委員会

委	員 長	髙	橋		滋
委	員	久	保		潔
委	員	門	П	正	人